

第3項 実行計画の実施に向けた予算措置

1 県の予算措置の手順、財源等について

第1項で示した被災市町村のごみ処理特別対策のうち、対応方法4により、地方自治法に基づき、県が被災市町村のごみ処理事務を委託又は代替執行する場合、あらかじめ、双方の議会の議決を得て規約を定めるものとされている。(同法第252条の14、第252条の16の2)

規約には、委託事務又は代替執行事務の範囲並びに委託事務又は代替執行事務の管理及び執行の方法、委託事務又は代替執行事務に要する経費の支弁の方法等を定めるものとされている。(同法第252条の15、第252条の16の3)

委託事務又は代替執行事務の執行に要する経費の財源は、被災市町村から受ける委託料等であるが、災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定し、受託又は代替執行する災害廃棄物処理に要する費用の全体額及び執行計画を元に、補正予算の編成、債務負担行為の設定を行う。

規約案の協議及び議決、事務の委託又は代替執行の決定、予算措置が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、関係課と事務処理の方法を事前に確認するものとする。

(参考)

熊本地震に伴う災害廃棄物処理に関する事務の受託について

本日、熊本地震により発生しました災害廃棄物の処理の一部（現在、被災市町村が設置している仮置き場以降の処理事務）について、次の市町村から地方自治法に基づく事務委託の要請がありました。

県としましては、被災した市町村の住民生活の再建に向けて、災害廃棄物処理を早期かつ円滑に進める必要があるため、予算も含めて知事の専決により事務委託を受けるとしました。

(事務委託を受ける市町村)

宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町

(予算)

・補正額：6,294百万円

(財源内訳：市町村からの委託料 6,294百万円)

・債務負担行為設定

期 間 平成29年度

限度額 9,442百万円

2 国の災害廃棄物処理に係る補助制度

国の災害廃棄物処理に係る補助制度には、「災害等廃棄物処理事業費補助金」と「廃棄物処理施設災害復旧費補助金」の2つの制度がある。

(1) 災害等廃棄物処理事業費補助金

ア 目的

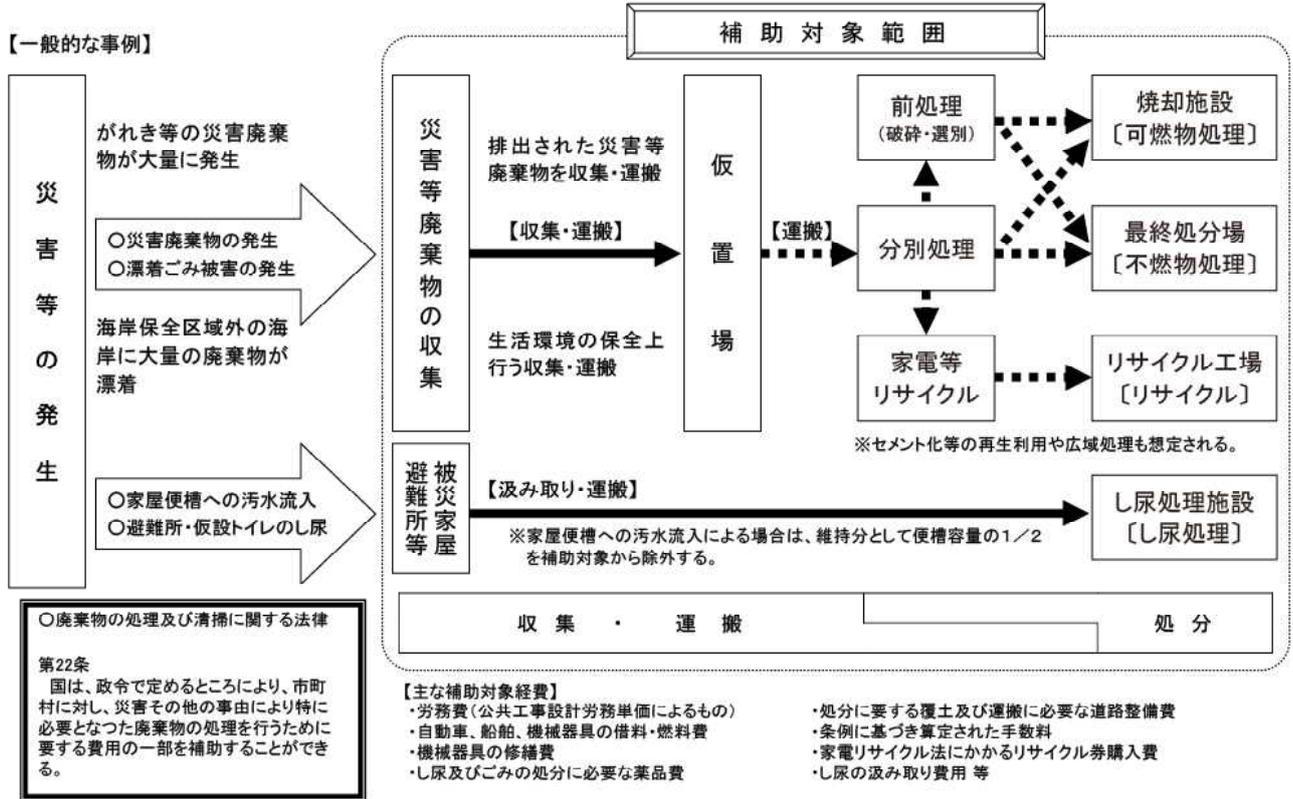
暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援する。

イ 概要

①事業主体	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
②対象事業	市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの
③補助率	1 / 2
④補助根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条、同法施行令第25条
⑤その他	地方負担分に対して、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

(参考) 災害等廃棄物処理事業の業務フロー

【一般的な事例】



出典) 災害関係業務事務処理マニュアル (自治体事務担当者用)

(環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 平成26年6月)

(2) 廃棄物処理施設災害復旧費補助金

ア 目的

災害により被害を受けた施設を原形に復旧（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用を復旧するために施設を設置することを含む。）する。

イ 概要

①事業主体	地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、 廃棄物処理センター・PFI選定業者・広域臨海環境整備センター、中間貯蔵・ 環境安全事業株式会社
②対象事業	災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業 1 / 2
③補助率	・ 予算補助
④補助根拠	・ 東日本大震災は法律補助（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助 及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号））
⑤その他	地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税 措置（元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで））

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要

	通 常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設 ・ 浄化槽（市町村整備推進事業） ・ 産業廃棄物処理施設 ・ 広域廃棄物埋立処分場 ・ PCB廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設 ・ 産業廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設 ・ 浄化槽（市町村整備推進事業）
補助率	1 / 2 (交付要綱)	8 / 10 (阪神淡路大震災財特法)	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じ、次により補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 20/100以下の部分 80/100 ・ 20/100を超える部分90/100 (東日本大震災財特法) その他の市町村については次により補助 1 / 2 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金について普通交付税措置 ※元利償還金の47.5% (財政力補正により85.5%まで)	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の95%について普通交付税措置	震災復興特別交付税により全額措置

出典) 災害関係業務事務処理マニュアル (自治体事務担当者用)

(環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 平成26年6月)

第3章 水害対策編

県内の基幹となる河川は改修が進み、深刻な洪水被害等は減少しているが、市街化が進む都市部の中小河川など、依然として治水安全度の低い箇所も多くある。また、平成27年9月の関東・東北豪雨による茨城県常総市の大規模な洪水被害のように、近年多発するゲリラ豪雨や巨大台風などにより、県内でも大規模な洪水が起こる危険性がある。ひとたび大規模な洪水が発生した場合、床上・床下浸水による被害だけでなく、家屋の流出に伴うがれき類等の膨大な量の廃棄物が発生することが予想される。

このため、本計画の第1編から第2編前章までの災害対策に加え、最大規模の水害を想定し、これにより発生する廃棄物（以下「水害廃棄物」という。）の特徴を踏まえ、その適正かつ円滑・迅速な処理のための対策を定める。

第1項 水害廃棄物の特徴

水害廃棄物には、畳や家具などの粗大ごみ、くみ取りし尿、流木などがあり、それぞれの特徴は次のとおりである。

(1) 粗大ごみ等：水害により一時に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ

- ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。
- ・畳や家具等は、水分を含んで重くなり、しかも大量に発生するため、平時の人員及び車両等では収集・運搬が困難である。
- ・土砂が多量に混入するため、処理を行う前に洗浄・ふるい等の脱泥作業が必要である。
- ・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、又は畳等の腐敗により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。
- ・廃タイヤや業務用プロパンガスボンベ等の便乗ごみが混入することがあり、混入防止対策が必要である。

(2) し尿等：水没したくみ取りトイレの便槽や浄化槽汚泥並びに仮設トイレからのくみ取りし尿

- ・公衆衛生の確保の観点から、水没したくみ取りトイレの便槽や浄化槽については、被災後速やかにくみ取り、清掃及び周辺の消毒が必要である。

(3) その他：流木等

- ・洪水により流されてきた木や農業ビニールハウス、廃家電、廃タイヤ等、平時に市町村が処理していない廃棄物が一時に大量に発生する場合がある。

第2項 洪水浸水想定区域

(1) 洪水浸水想定区域の対象となる河川

国では、水防法（昭和24年法律第193号。以下「水防法」という。）第10条第2項の規定により、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を洪水浸水想定区域対象河川（以下「対象河川」という。）として指定している。本県内では5河川が指定されている。

一方、県では、水防法第11条第1項の規定により、国が指定した河川以外で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある19河川を対象河川として指定している。



平成29年2月15日現在

図2-3-2-1 洪水浸水想定区域対象河川位置図

表2-3-2-1 洪水浸水想定区域対象河川及び関係市町村一覧

市町村	関係する河川(直轄管理)	関係する河川(県管理)
前橋市		利根川、荒砥川、桃ノ木川、赤城白川、広瀬川
高崎市	烏川、鎗川、碓氷川、神流川	利根川、烏川、井野川、榛名白川、碓氷川
(旧吉井町)		鎗川
桐生市	渡良瀬川、桐生川	桐生川
伊勢崎市	利根川、烏川、広瀬川	利根川、葦川、粕川、広瀬川、早川
太田市	渡良瀬川、利根川、広瀬川、早川	広瀬川、石田川、早川、蛇川、粕川、(八瀬川)
沼田市		利根川
館林市	利根川、渡良瀬川、矢場川、多々良川、旗川	谷田川
渋川市		利根川
藤岡市	鎗川、神流川、烏川	鎗川、鮎川
富岡市		鎗川、高田川
安中市		碓氷川
吉岡町		利根川
みなかみ町		利根川
玉村町	利根川、烏川	利根川
板倉町	利根川、渡良瀬川	谷田川
明和町	利根川、渡良瀬川	谷田川
千代田町	利根川	
大泉町	利根川	
邑楽町	利根川、渡良瀬川、矢場川、多々良川	

注：表中「直轄管理」とは国（国土交通省）管理の意味である。

平成29年2月15日現在